

市民税・県民税 を総じて「住民税」と言います。

市民税・県民税 税額決定 通知書 ・ 森林環境税 納 税 通 知 書

市民税・県民税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
普通徴収税額については納期限までに納めてください。

お問い合わせの際には、
「通知番号」をお伝えください。

次年度のうち、4・6・8月に年金から仮徴収される税額。
仮徴収とは、次年度の税額が決定される間に、徴収される税額です。
税額が決定したら、10・12・2月の本徴収する税額で調整します。

納税義務者	期 別	普通徴収税額 (円)	納 期 限	徴 収 月	公的年金特別徴収税額 (円)
世帯番号					
年特対象年金					
年特義務者					
義務者法人番号					
※年特：公的年金からの特別徴収					
金融機関	普通徴収税額を納付する口座 (口座振替の登録がある方)				
口座種別					
口座名義人					
納付区分					
※口座振替の登録がある方は左に記載の口座から引き落としされます。					
普通徴収税額 金融機関等で納付していただく税額。					
※口座振替の登録がある方は左に記載の口座から引き落としされます。					
年金特別徴収税額 公的年金から天引きされる税額。					
年金特別徴収 仮徴収税額					

※令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入を基に税額が計算されます。

通知番号	税 額 (市民税) (県民税)		【市民税】
所得金額	所得控除額	総 所 得	税額控除 税額控除額
給与収入金額	給与所得控除	山 林 所 得	調整控除、
給与所得	医療費控除	分離短期譲渡所得	配当控除、
営業所得	小規模企業共済	分離長期譲渡所得	住宅借入金
農業所得	社会保険料控除	株式等譲渡所得	等特別控
不動産所得	生命保険料控除	上場株式等の配当等所得	除、寄付金
利子所得	地震保険料控除	先物取引所得	税額控除、
配当所得	障害・寡・ひ・勤	特例肉用牛所得	配当割額、
公的年金等所得	配偶者控除	税 額 控 除 額	外国税額控
業 務 所 得	配偶者特別控除	所得割減免額	除、株式等
その他所得	扶養控除	均等割額減免額	譲渡所得割
雑所得	基礎控除	均 等 割 額	額、定額減
短期・長期・一時所得	所得控除計	所得割額①	税額
損失の繰越控除額	課税標準額	均等割額②	額
総所得金額	総 所 得	均等割額③	額
山林所得	山 林 所 得	森林環境税③	額
分離短期譲渡所得	分離	年 税 額 ①+②+③	額
分離長期譲渡所得	分離	給与特別徴収税額	額
株式等譲渡所得	株式	年金特別徴収税額	額
上場株式等の配当等所得	上場	普通徴収税額	額
先物取引所得	先	控除不足額	額
特例肉用牛所得	特例肉用牛所得	普通徴収納付額	額
		還付充当可能額	額

※公的年金からの特別徴収制度とは

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、老齢基礎年金の年額が18万円以上あり、介護保険料が年金から徴収されている方が対象です。

公的年金支払者である年金保険者が、市県民税を年金から天引きして、市へ納入する制度です。

【新たに対象となった場合(65歳になられた方など)】

10月から年金特別徴収が開始されるため、年税額の4分の1ずつを6月と8月に普通徴収の方法で納めていただきます。10月、12月、翌年2月は年税額の6分の1ずつを年金から差し引きます。

【年税額】

今年度1年間の市民税・県民税の額

【給与特別徴収額】

年税額のうち、給与から天引きされる税額

【年金特別徴収税額】

年税額のうち、公的年金から天引きされる税額

【普通徴収税額】

年税額から給与特別徴収税額と年金特別徴収税額を差し引いた額(金融機関等で納付していただく額)